

○内閣府
法務省 令第 号

資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第 号）の施行に伴い、前払式
支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 三好 雅子

前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令

（前払式支払手段発行保証金規則の一部改正）

第一条 前払式支払手段発行保証金規則（平成二十二年 内閣府 令第 四号）の一部を次のように改正する。
法務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(発行保証金の取戻し)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律(以下「法」という。)第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金(法第十四条第三項に規定する債券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。))を含む。以下同じ。))を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。))第九条第一項又は第二項の規定により金融庁長官(令第二十九条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。))の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した発行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(発行保証金の取戻し)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律(以下「法」という。)第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金(法第十四条第三項に規定する債券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。))を含む。以下同じ。))を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。))第九条第一項又は第二項の規定により金融庁長官(令第二十八条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。))の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した発行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(資金移動業履行保証金規則の一部改正)

第二条 資金移動業履行保証金規則(平成二十二年<sup>内閣府
法務省</sup>令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(履行保証金の取戻し)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律（以下「法」という。）第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項に規定する債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。）第十七条第一項の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した履行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(履行保証金の取戻し)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律（以下「法」という。）第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項に規定する債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を供託した者又はその承継人が資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号。以下「令」という。）第十七条第一項の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した履行保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。